

令和6年度川西町プレミアム付電子商品券発行事業

実施要項（加盟店）

この実施要項は、川西町が発行するデジタル地域通貨「ダリヤP a y」（以下、「ダリヤP a y」という。）を利用した令和6年度川西町プレミアム付電子商品券の発行に際し、株式会社トラストバンクが定める「ふるさと納税払い チョイス Pay 及び地域通貨システム利用規約」に規定することのほか、必要なことを定めるものとします。

1 事業概要

物価や光熱費等の価格高騰の影響を受けている地域経済の回復を図り、地域内での経済循環及び町内の消費活動のデジタル化を促進するため、デジタル地域通貨の仕組みを活用し、プレミアム30%のプレミアム付電子商品券を発行します。

2 商品券概要

- | | |
|-----------|---|
| (1)名 称 | 令和6年度川西町プレミアム付電子商品券 |
| (2)発 行 者 | 川西町 |
| (3)発 行 | 39,000,000ポイント（プレミアム30%分を含む。）
※1ポイント=1円で利用可能です。 |
| (4)発行割合 | すべての加盟店で利用可能な共通ポイント・・・60%
地域店舗で利用可能な地域店舗限定ポイント・・・40% |
| (5)発行システム | chica（株式会社トラストバンク提供） |
| (6)発行方法 | ① アプリ型 ② カード型 |
| (7)利用期間 | 令和6年6月1日（土）から令和6年8月31日（土）（予定） |

3 加盟店の募集

(1)加盟要件

次の要件を満たすこと。

- ①川西町内に店舗及び事業所等を有する法人または個人事業主で、当該事業に参加を希望し、町内の店舗及び事業所においてダリヤP a yの使用を可

能とすること。

- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第2条に規定する店舗でないこと。
- ③特定の宗教団体、又は政治団体の活動に関わる事業を行っているものでないこと。
- ④公序良俗に反するものでないこと。
- ⑤「別掲：暴力団排除に関する誓約事項」のいずれかに該当する店舗でないこと。

(2) 申請手続き

- ① 令和5年度に加盟登録され、今回の令和6年度の事業に加盟登録を継続される場合は、同封した「加盟登録継続申請書」を提出(FAX)ください。
- ② 今回、新たに加盟登録を申請される場合は、説明会后(4月下旬)、町ホームページに令和6年度川西町プレミアム付電子商品券加盟店登録申請書もしくは申請フォームを掲載しますので、必要事項を記載し、売上金の振込先口座が分かる書類を添付のうえ申請ください。
※審査後、加盟店として登録された場合は、町から登録通知をお送りします。

(3) 申請期限

令和6年5月10日(金) ※郵送の場合消印有効

(4) 申請先

〒999-0193
川西町大字上小松977番地1
川西町役場産業振興課 商工観光グループ
FAX: 0238-42-2600
E-mail: dahlia-pay@town.kawanishi.yamagata.jp

(5) 加盟店種別

- ① 地域店舗・・・町内に本社もしくは本店を有する町内の事業所及び店舗
- ② 地域店舗以外・・・町内に本社もしくは本店がない町内の事業所及び店舗

(6) 登録期間

登録通知に記載の年月日から、令和6年度事業の終了日まで有効です。

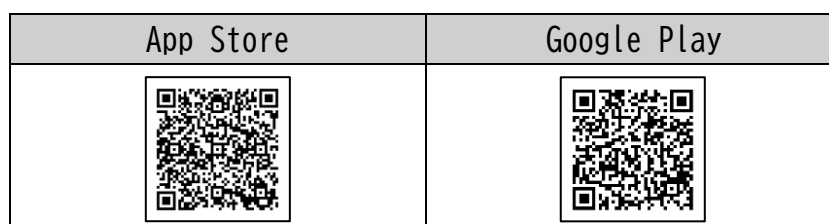
(7)加盟登録を解除する場合

川西町産業振興課にご連絡ください。

4 決済等

(1)利用システム

次のアプリケーションストアから、株式会社トラストバンクが提供するchiica加盟店用アプリをダウンロードし、決済の操作を行ってください。



(2)決済方法

【アプリ型】

- ①利用者が利用者アプリを使用し、店舗に掲示のQRコードを読み取る。
- ②店舗が加盟店アプリを使用し、利用者アプリに表示したQRコードを読み取る。

【カード型】

- ③店舗が加盟店アプリを使用し、利用者のカードに記載のQRコードを読み取る。

(3) 決済手数料

決済ポイント額の1.0% (予定)

※1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

5 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資の債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金、電話料金等）
- (2) 有価証券、金、プラチナ、銀、金券、商品券（ビール券、清酒券、お米券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- (9) その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、やむを得ない理由により、取扱加盟店が取扱いを不可としたもの

6 精算方法

(1) 精算回数

月2回、締め日の5営業日前後に指定の売上代金振込口座に振込みを行います。

(2) 締め日

毎月15日及び月末。

(3) 注意事項

- ・売上金額が10,000円に満たない場合は次回の精算に繰り越されます。
- ・指定口座への振込は、決済手数料を差し引いた額が株式会社トラストバンクより振り込まれます。

7 加盟店の遵守事項

- (1) 電子商品券は、物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用が可能です。
- (2) 電子商品券を現金化することはできません。
- (3) 不足分があった場合は現金またはその他の支払方法で精算してください。
- (4) 商品返品の際の返金はできません。
- (5) 加盟店であることが明確にわかるよう、発行者が交付する加盟店表示及び加盟店用QRコードを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (6) 加盟店が独自に商品券の利用対象外となるような商品等を定める場合（特売品等）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を

明示してください。

(7)商品券の偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

8 その他の留意事項

各種規約、実施要項に違反する行為が認められた場合は、加盟店登録の取消し、損害金の発生等が生じた際は、請求する場合があります。

9 問合せ先

〒999-0193 川西町大字上小松 977-1

川西町役場産業振興課 商工観光グループ 商工担当

電話：42-6645 FAX：42-2600

E-mail：dahlia-pay@town.kawanishi.yamagata.jp

別掲：暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、交付金の交付の申請をするにあたって、また、交付事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（川西町暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（川西町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- 暴力団（川西町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に経営に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。